

委託業務特記仕様書（令和8年7月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第2条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第3条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）

を目標として定め、計画的に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

(1) ウェンズデー・ホーム(水曜日は定時の帰宅を心がける。)

(2) マンデー・ノーピリオド(月曜日(連休明け)を依頼の期限日としない。)

(3) フライデー・ノーリクエスト(金曜日(連休前)に依頼をしない。)

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議【発注者指定型】)

第5条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【発注者指定型】)

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(オンライン電子納品)

第7条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次のURLにある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第8条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（C I M活用業務【受注者希望型】）

第9条 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

仕 様 書

(業務目的)

本業務は、一般国道 318 号における阿波中央橋の維持管理対策方針について検討を行うものである。

(業務内容)

1) 業務計画

業務の目的や主旨を把握し、仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要、実施方針、工程表、業務組織計画、打合せ計画、照査計画及び使用する主な図書及び基準の事項について業務計画書の作成を行う。

2) 打合せ協議

業務着手時、中間打合せ(2回)、成果納入時に発注者と協議を行う(計4回)。

3) 資料収集整理・現地踏査

既往の点検成果、設計成果、工事成果、関係資料を収集・整理し業務の実施方針を計画する。また、現地踏査により、現地状況を確認する。

4) 床版補修対策検討

既設床版の構造的および補強鋼板の既往調査結果、床組部材の劣化状態を踏まえて、適用が考えられる補修・補強対策を検討する。各案における対策効果と耐用年数、また、対策における課題を整理する。基本的に、下記の対策案を想定している。

①補修対策案(補修対策による延命)

- ・鋼板接着部のうき箇所に対し、再注入等の補修対策を繰り返し行い、補強効果を持続させる。
- ・床組部材については、現況復旧を基本とし、当て板(部分的に取替)補修を行う。

②補強対策案(補修対策による耐用年数延伸)

- ・床版補強の耐用年数を延ばすことを目的として、補強鋼板取替や炭素繊維シート等、床版補強部材の更新を検討する。
- ・床組部材については、現況応力状態をふまえ、補強対策を検討する。

③床版取替案

- ・既設床版の取替を検討する。なお、床版取替工法については、構造条件や施工方法、交通規制等に着目し、本橋において最適な工法を選定する。

5) 橋梁架替検討

①橋梁形式概略検討

河川条件および道路条件等を基に、橋長および径間割等の橋梁計画、また、橋梁形式(上部工、下部工、基礎工)の概略検討を行う。

②道路概略設計

当該地域における地形・社会的条件ならびにコントロール条件を考慮し、橋梁架替時の道路線形を検討する。平面線形・縦断線形は、主要構造物(本件においては主に橋梁)を考慮して計画し、最適な路線を決定する。

6) 維持管理対策方針の検討

橋梁補修案および架替案について、それぞれの期待耐用年数と概算工事費を算出する。それぞれの対策案における LCC を整理し、長期的な観点から、最適な維持管理方針を選定する。